堺市·和泉市消防指令業務広域連携協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会規約(以下「規約」という。) 第8条第2項の規定に基づき、堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 幹事会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。
 - (1) 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会(以下「協議会」という。) に提案する事項
- (2) その他消防指令業務の委託に関して必要な事項

(組織)

- 第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事(以下「幹事等」という。)をもって組織する。
- 2 幹事長は、堺市消防局総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副幹事長は、和泉市消防本部総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。 (幹事長等の職務)
- 第4条 幹事長は、幹事会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 2 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 幹事会の会議(以下単に「会議」という。)は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事 長がその議長となる。
- 2 会議は、幹事等の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 幹事等は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を会議に 出席させることができる。
- 4 幹事長は、会議を招集する暇のない場合及び議案が軽易である場合その他やむを得ない 事由のある場合は、会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を副幹事長及び幹事に回 付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若 しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第6条 幹事会の庶務は、規約第9条第1項に規定する事務局において処理する。 (その他)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮り 別に定める。

附則

この規程は、令和3年10月 日から施行する。

別表 (第3条関係)

堺市	和泉市
消防局人事課長	中央消防署長
警防課長	警防第一課長
通信指令課長	予防課長